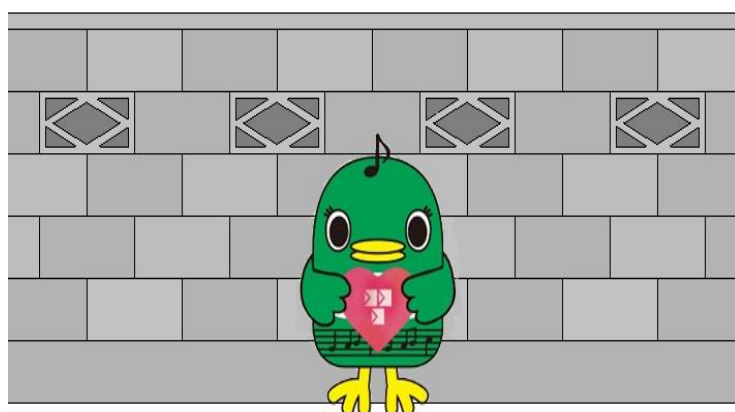


令和6年度  
危険コンクリートブロック塀等安全対策費補助事

補助金申請の手引き



ブロック塀等による被害を無くすために、  
今できることがある。

申請書の様式は、市ホームページでダウンロードができます。  
また、建築指導課窓口でも入手できます。

【お問い合わせ】



習志野市 都市環境部 建築指導課

〒275-8601

習志野市鷺沼二丁目1番1号

電話 047-453-9231

F A X 047-453-7384



習志野市ご当地キャラ ナラシド

## 1 制度の概要

本補助金は、地震に対するコンクリートブロック塀等の安全性の向上を図ることにより、災害に強いまちづくりを推進するために、地震時に倒壊の恐れのある危険コンクリートブロック塀等の安全対策に要する撤去経費の一部を補助するものです。

### (1) 対象事業

避難路に面する危険コンクリートブロック塀等の撤去のうち、特定施工者が行うものが、対象となります。



#### 特定施工者とは？

建設業法の許可を受けている者、若しくは建設リサイクル法に基づき千葉県知事の登録を受けた者をいいます。なお、特定施工者の選定にあたっては、市内・市外いずれの業者でもお選びいただけます。

### (2) 対象となる危険コンクリートブロック塀等

補助金の対象となる危険コンクリートブロック塀等は、次の条件にすべてに該当するものです。

- 組積造の塀(補強コンクリートブロック造の塀を含む)
- 避難路に面して築造されたもの
- 塀の高さが原則として1.2メートルを超えるもの
- 職員が現地調査を行い、倒壊等の危険があると判断されたもの



#### 危険コンクリートブロック塀等の範囲は？ part 1

上記に掲げるものが対象になりますが、危険コンクリートブロック塀等に附属する門柱、門扉、フェンス及び擁壁は対象ではありませんので、ご注意ください。

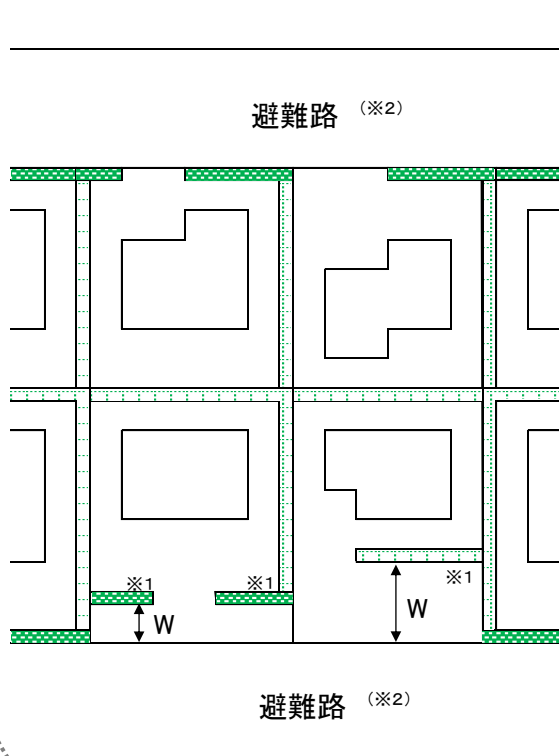
また、万年塀は、組積造の塀に該当しないため対象とはなりません。

補助申請を行う場合は、危険コンクリートブロック塀等の撤去と、門柱、門扉、フェンス及び擁壁の撤去とで、工事費の見積額を別々に取得する必要があります。



## 危険コンクリートブロック塀等の範囲は？ part2

補助金の対象となる危険コンクリートブロック塀等は、危険コンクリートブロック塀等であることのほか、避難路<sup>※2</sup>に面していることが条件となり、次の図に示すとおりとなります。よって、隣地に面している危険コンクリートブロック塀等は、補助金の対象外になります。



※1 避難路から後退している場合

道路等から危険コンクリートブロック塀等が後退している場合には、塀の高さ(H)と後退距離(W)が次の関係性を確認し、補助対象か補助対象外かを判断します。

○ 補助対象  $H > W$

× 補助対象外  $H \leq W$

※2 避難路

市が指定した避難時に使用する道をいう。(習志野市耐震改修促進計画第3 6 (4)に定める)

《凡例》

 補助対象

 補助対象外

### (3) 対象者

補助金の交付を受けることができる対象者は、次の条件にすべて該当するものになります。

- 危険コンクリートブロック塀等の所有者又は管理者であること
- 市民税、固定資産税又は都市計画税を滞納していないこと
- 土地の販売及び賃貸を目的とし、整地や建物解体工事をする際に危険コンクリートブロック塀等を除却するものでないこと



2人以上で危険コンクリートブロック塀等を所有している場合は  
どうしたらいいの？(記載例 P10 参考様式 参照)

所有者が複数存在する場合には、その者らが代表として選出した者が対象者となります。また、管理者が対象者となる場合には、所有者から同意を得ることになりますが、この場合においても所有者が複数存在する場合には、すべての所有者から同意を得ることが条件となります。

#### (4) 補助金の額

次のいずれかのうち、最も小さい額が補助金の額になります。なお、千円未満の端数は切り捨てます。

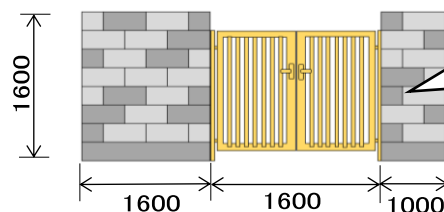
- ① 補助対象の撤去工事に係る費用の2分の1を乗じて得た額
- ② 補助対象の撤去する塀の長さ1m当たり1万円を乗じて得た額
- ③ 10万円



補助金の算定方法は？

##### 【施工条件】

- ◎ 工事に要した費用 9万円 (門柱、門扉の撤去工事を除いた費用)
- ◎ 撤去する塀の長さ 2.6m (1.6m+1.0m)



門柱、門扉は補助対象外



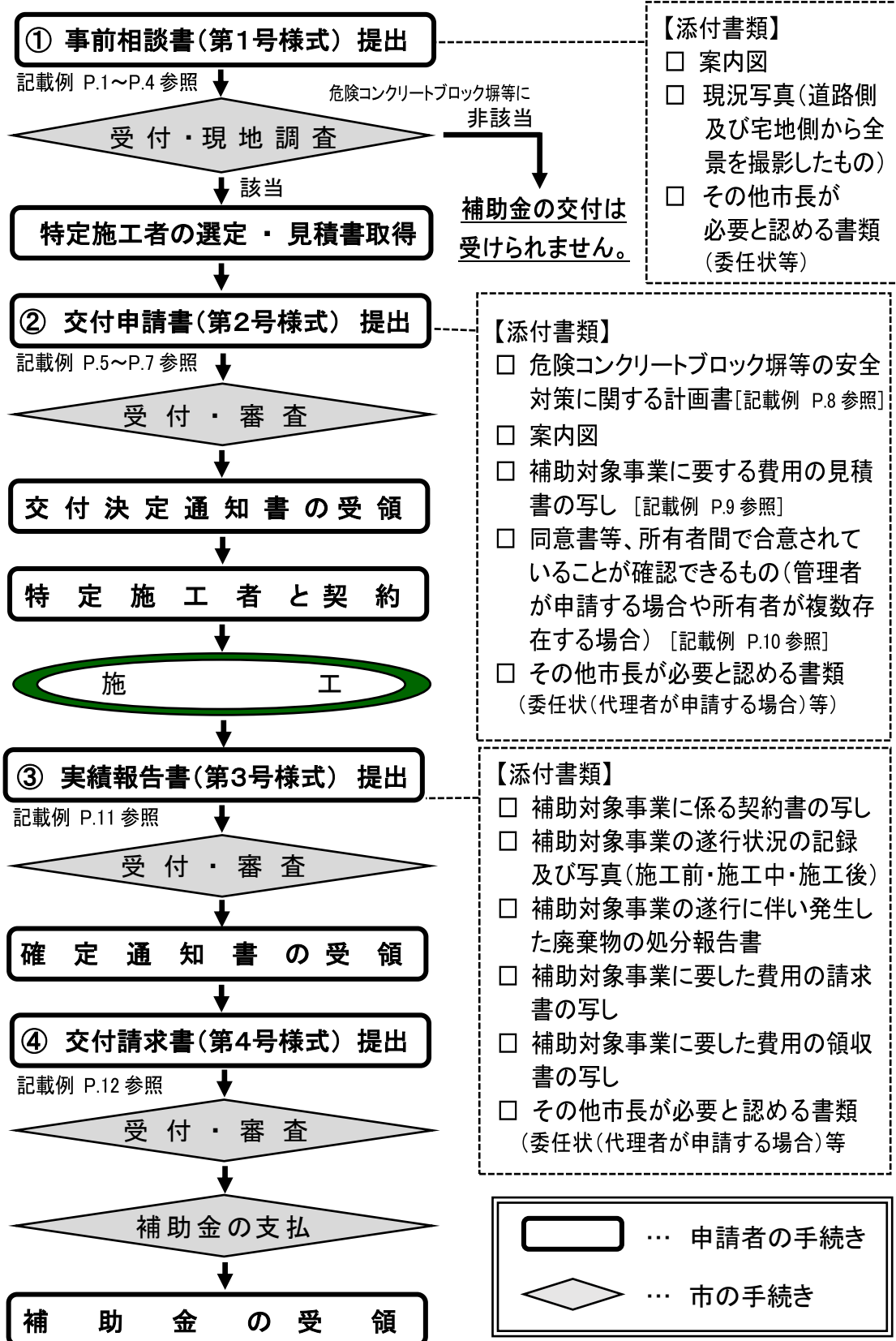
- ① 撤去工事に係る費用の2分の1を乗じて得た額  
 $9万円 \times 1/2 = 4万5千円 \dots \text{A}$
- ② 撤去する塀の長さ1m当たり1万円を乗じて得た額  
 $2.6m \times 1万円 / m = 2万6千円 \dots \text{B}$
- ③ 10万円(上限)  $\dots \text{C}$

A、B、Cのいずれかのうち、最も小さい額は、Bの額となります。

よって、

補助金の額は、2万6千円となります。

## 2 申請手続きの流れ



① 事前相談 【受付開始日:令和6年5月7日(火)】

危険コンクリートブロック塀等に該当するか否かの事前相談を行います。事前相談書(第1号様式)に添付書類を添えて、提出しましょう。

令和6年度の補助予定件数は、10件(予定)です。

先着順で受付し、予定件数に達した時点で終了します。

職員が現地に伺って状況等の確認を行います。(必要に応じて、敷地内部からの確認を行う場合もありますので御了承ください。)

確認結果については、後日連絡します。

結果により、危険コンクリートブロック塀等に該当した場合には、補助金の交付申請を行うことができます。

② 交付申請

交付申請を行う前に、工事施工者を選定し、見積書を取得しましょう。この時点では、工事施工者と契約をしないでください。契約をしてしまうと、補助金の交付申請が行えません。また、工事施工者は、特定施工者(P. 2参照)でなければなりません。

見積書を取得しましたら、交付申請書(第2号様式)に添付書類を添えて、提出しましょう。提出は、工事施工者との契約及び工事着手以前に行います。

② 実績報告 【工事完了期限:令和6年12月28日(土)】

工事は、工事完了期限までに完了させ、速やかに実績報告書(第3号様式)に必要な書類を添えて、提出しましょう。(工事完了後、3週間程度までに提出)

なお、工事完了後、実績報告書が提出されない場合には、補助金が交付できませんので、注意してください。

④ 交付請求

確定通知書を受領しましたら、交付請求書(第4号様式)を提出しましょう。

補助金は、交付請求の日からおおよそ1~2か月で、指定の口座に振り込まれます。

### ⑤代理受領制度について

代理受領制度とは、直接工事施工者が補助金を受け取れる制度です。

代理受領制度を利用する場合は、実績報告書(第3号様式)の5の欄に代理とする補助金の額を記入し、提出しましょう。

交付請求書の提出時には委任状(第5号様式)を添付して提出しましょう。

### 3 補助申請にあたっての注意事項

次の事項を遵守してください。遵守されない場合には、補助金を受けることができない場合もありますので、御注意ください。

- 補助対象事業は、危険コンクリートブロック塀等をすべて撤去することを原則としています。
- 対象事業の遂行に伴い発生した廃棄物は、適正に処理してください。
- 対象事業の遂行により、新たな危険が生じることのないように、安全かつ良好な状態を保ってください。
- 対象事業の遂行にあたって、他の所有者、利害関係者及び第三者等との間にトラブル等が生じた場合には、自身の責任において解決をしてください。
- 対象事業の遂行後、塀やフェンス等を新たに設置する場合は、建築基準法をはじめとする各種法令を遵守してください。

**建築基準法第42条に規定する道路境界線(同条第2項のみなし道路境界線を含む)内に、塀やフェンス等を新たに設置しないでください。**

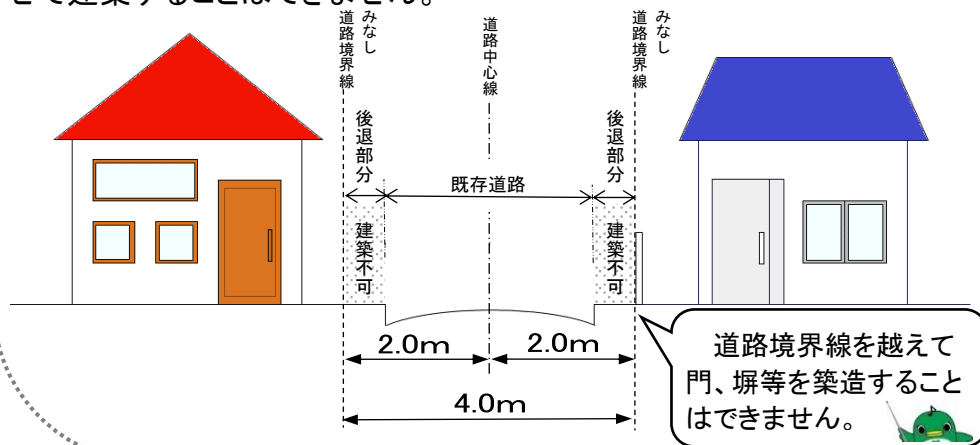


### 建築基準法第42条第2項に規定する道路とは？

建築物は、建築基準法第42条に規定された幅員4m以上の道路に接道しなければ建築することができません。

建築基準法第42条第2項道路は、建築基準法第42条が適用された時点(基準時)に建築物が立ち並んでいた4m未満の道を指定し、その道路の中心線から2m(反対側が線路、川等の場合はその境界線から4m)敷地側に後退させた位置を道路境界線とみなすという規定です。将来的に幅員4mの道路となります。

その後退部分を含めた道路内には、門や塀等を含む建築物や擁壁を突出させて建築することはできません。

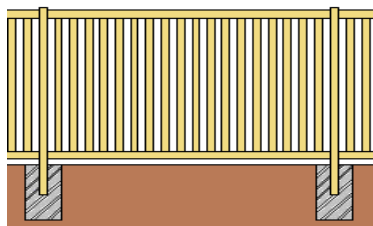


### 撤去後に新設する塀やフェンス等は何がよいのか？

独立フェンスや連続フェンス等、軽量フェンス等の設置に努めてください。コンクリートブロック塀等を新設する場合には、建築基準法関係規定に適合したコンクリートブロック塀等とし、適切に維持管理を行ってください。

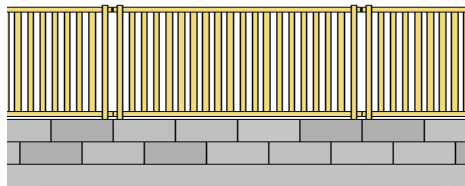
#### ◎ 独立フェンス

独立基礎を用いてフェンスを連続して設置するもの



#### ◎ 連続フェンス

フェンスを連続したブロック塀や基礎の上に設置するもの



※ フェンスは、メーカー等により安全性が確認されたものを設置してください。